

## 北海道がん診療連携協議会会則

### (目的及び設置)

第1条 北海道内におけるがん診療の連携協力体制等に関し協議するため、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成20年3月1日厚生労働省健発第0301001号別添）に基づき、北海道がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

(1) 国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、北海道のがん対策推進計画等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、北海道における対策を強力に推進する役割を担うこと。

(2) 北海道全体のがん医療等の質の向上のため、次に掲げる事項を行い、北海道内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできる体制を確保すること。

① 地域の実状に応じて、以下のアからケを参考に医療機関間の連携が必要な医療等について、北海道内の各拠点病院等及び他のがん診療を担う医療機関における役割分担を整理・明確化し、その内容を関係者間で共有するとともに広く周知すること。

ア 一部の限定期的な医療機関でのみ実施される薬物療法

イ 集約化することにより予後の改善が見込まれる手術療法

ウ 強度変調放射線療法や密封小線源療法、専用治療病室を要する核医学治療等の放射線治療、高度で特殊な画像下治療（IVR）

エ 緩和ケアセンター、緩和ケア病棟、ホスピス、神経ブロック、緊急緩和放射線治療等の緩和医療

オ 分野別に希少がん・難治がんの対応を行う体制

カ 小児がんの長期フォローアップを行う体制

キ AYA世代のがんの支援体制

ク がん・生殖医療（別途実施されている「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業」におけるがん・生殖医療ネットワークと協働して実施。）

ケ がんゲノム医療

② 地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定の組み合わせを調整・決定すること。

③ 北海道内の拠点病院等の院内がん登録のデータやがん診療、緩和ケア、相談支援等の実績等を共有、分析、評価、公表等を行うこと。その上で、北海道とも連携し、Quality Indicatorを積極的に利用するなど、北海道全体のがん医療の質を向上させるための具体的な計画を立案・実行すること。併せて、院内がん登録実務者の支援を含めて北海道内のがん関連情報収集や利活用等の推進に取り組むこと。

④ 地域における相談支援や緩和ケアの提供体制・連携体制について協議を行い、拠点病院等の間で情報共有や役割分担を含む連携体制を整備すること。

- ⑤ 北海道における特定機能病院である拠点病院等と連携し、地域におけるがん診療に従事する診療従事者の育成及び適正配置に向けた調整を行うこと。
  - ⑥ 北海道における拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修やその他各種研修に関する計画を作成すること。
  - ⑦ 北海道内の医療機関における診療、緩和ケア外来、がん相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報すること。
  - ⑧ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。
  - ⑨ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に北海道内で共有・実践される体制を整備すること。
  - ⑩ 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、北海道や各がん医療圏におけるB C Pについて議論を行うこと。
  - ⑪ 地域における医療情報の共有の取組について、がんの分野からも検討し、体制整備に取り組むこと。
- (4) その他がん診療連携に関するここと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者及びがん担当責任者
- (2) 高度がん診療中核病院の代表者及びがん担当責任者
- (3) 地域がん診療連携拠点病院の代表者及びがん担当責任者
- (4) 地域がん診療病院の代表者及びがん担当責任者
- (5) 小児がん拠点病院の代表者及びがん担当責任者
- (6) 北海道医師会の代表者
- (7) 北海道歯科医師会の代表者
- (8) 北海道保健福祉部健康安全局の代表者
- (9) 北海道教育庁学校教育局の代表者
- (10) 北海道がん患者連絡会から若干名
- (11) 有識者から若干名
- (12) その他必要と認められる者

2 上記委員のうち病院の代表者については、原則として当該病院の管理者とする。

3 上記委員のうち(11)に規定する委員は、協議会長が委嘱する。任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、都道府県がん診療連携拠点病院の病院長をもって充てる。

2 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
  - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 4 議長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第6条 協議会には、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会部会)

- 第7条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営事項等は幹事会が決める。

(専門部会)

- 第8条 協議会には、協議事項について詳細な検討を行うための専門部会を置く。
- 2 専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

- 第9条 協議会の事務は、国立病院機構北海道がんセンター内において処理する。

(雑則)

- 第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成21年3月23日から施行する。

この会則は、令和元年7月12日に一部（第3条、第7条）を改定し、同日より施行する。

この会則は、令和7年3月7日に一部（第2条、第3条）を改定し、4月1日から施行する。

この会則は、令和7年6月27日に一部（第6条、第7条）を改定し、6月27日から施行する。

別表

専門部会名	部会長	業務内容
相談・情報部会	北海道がんセンター 副院長 藤本 勝也	・がん診療の連携協力体制 ・相談支援（セカンドオピニオン等）の提供体制 ・がん医療に関する情報交換
緩和ケア部会	北海道がんセンター 副院長 大泉 聰史	・がん診療連携拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上 ・北海道の緩和ケアに関する取り組みの支援
希少がん部会	北海道大学病院 腫瘍センター長 木下 一郎	・希少がん診療施設の情報の病院間での共有 ・希少がんネットワーク構築等
ベンチマーク部会	北海道がんセンター 院長 平賀 博明	・院内がん登録情報の集約と公表 ・北海道のがん医療等の質の向上についての評価に資する指標 data の収集と公表
医療部会	北海道がんセンター 院長 平賀 博明	・北海道のがん診療の質の向上に資する活動 ・北海道のがん診療の均てん化・集約化に関する議論